



FE0102

平成 27 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 5 8 7 4 6

税務署 受付印		平成 28年 1月 31日提出 渋谷 税務署長 殿	事業種目 サービス業	整理番号 1 4 7 8 5 2 6 3
提出者	住所又は所在地 東京都渋谷区渋谷 1-2-3 渋谷センタービル 電話(03 - 3333 - 1234)	調査の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 1	提出媒体 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 斡旋	
	(フリガナ) カブシキガイシャエーシー	(フリガナ)		翌年以降送付要否 要 <input type="radio"/> 否 <input type="checkbox"/>
	氏名又は名称 株式会社ABC	作成責任者 自署押印 萩尾 素子		税理士番号 1 2 3 2 1 8
	(フリガナ) 代表者 氏名印 北村 浩一	作成税理士 署名押印 税理士法人SAMPLE 税務 太郎 電話(03 - 3333 - 7777)		

区分	人員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額	源泉徴収税額
A 俸給、給与、賞与等の総額	2 1	6	8 9, 0 7 7, 4 2 0	3, 3 6 4, 4 4 3
Aのうち、内閣適用の日雇労働者の賃金				
B 源泉徴収票を提出するもの	1 1		69,821,310	2,981,543
災害減免法により徴収猶予したもの				

区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)
A 退職手当等の総額	1	1 0, 0 0 0, 0 0 0	5 1, 0 5 1	
B Aのうち、源泉徴収票を提出するもの	1	10,000,000	51,051	

区分	人員		支払金額	源泉徴収税額
	個人	個人以外		
所得税法第204条に規定する報酬又は料金等				
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)				
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)		2	1,000,000	52,000
診療報酬(3号該当)				
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)				
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)				
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)				
契約金(7号該当)				
賞金(8号該当)				
A 計		2	1,000,000	52,000
B Aのうち、支払調書を提出するもの		1	800,000	40,000
区分	件数	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)
Aのうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金				
災害減免法により徴収猶予したもの				

区分	人員	支払金額
A 使用料等の総額	1	7,500,000
B Aのうち、支払調書を提出するもの	1	7,500,000
(摘要)	該当なし	

区分	人員	支払金額
A あっせん手数料の総額	1	850,500
B Aのうち、支払調書を提出するもの	1	850,500
(摘要)	該当なし	

区分	人員	支払金額
A 譲受けの対価の総額	2	67,600,000
B Aのうち、支払調書を提出するもの	2	67,600,000
(摘要)	該当なし	

税務署 整理欄	通信日付印	確認印	提出年月日	年	月	日		
	区分	A	B	C	D	E	F	G